

横植協会02-29号

令和2年11月30日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第29号を送信します。

【ペルー産トマト種子及びトウガラシ種子並びに生植物の輸入検査における 当面の措置について】

ペルーにおいて、トマト、トウガラシ等に重大な被害を与える検疫有害植物である **Tomato brown rugose fruit virus (ToBRFV)** が発生したことに伴い、本ウイルスの我が国への侵入を防止するため、植物防疫法施行規則が改正されるまでの間、植物防疫所において暫定的な輸入検査（精密検定）を実施する旨、農林水産省消費・安全局植物課から通知がありましたのでお知らせします。

輸入検査時の検査方法の詳細は別添のとおりで、栽培の用に供し得るトウガラシ及びトマトの種子・生植物（果実を除く）を対象に、RT-PCR 法による遺伝子検定が、2020年12月1日以降に卸された荷口について実施されるとのことです。

以上

輸入検査において規則改正までの当面の措置として実施する内容

検疫有害動植物	地域	植物	検査方法
<i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	ペルー	とうがらし (<i>Capsicum annuum</i>) 及びトマト (<i>Lycopersicon esculentum</i> (= <i>Solanum lycopersicum</i>)) の生植物 (果実を除き、種子を含む。) であって栽培の用に供し得るもの	<p>(1) 種子について</p> <p>検査単位ごとに種子 (試験研究用 (品種改良用を含む。) 及び商業用に輸入されるものに限る。) 400 粒について、「RT-PCR 法を用いたトマト苗および種子からの <i>Tomato brown rugose fruit virus</i>(ToBRFV) の検出」(横浜植物防疫所病菌担当作成) (参考資料 5) に基づき、RT-PCR 法を実施する。</p> <p>(2) 苗について</p> <p>輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、検査単位ごとに 1% の苗から若葉 (1 苗当たり最低 1 葉) をサンプリングし、参考資料 5 に基づき、RT-PCR 法を実施する。</p>